

マイナンバーカードでマイナポイント！

9月よりマイナンバーカードを活用した消費活性化策『マイナポイント』が国により実施されます。キャッシュレスでチャージまたはお買い物をすると、マイナポイント 25% (上限 5,000 円分) がもらえます。マイナポイントをもらうためには、マイナンバーカードの取得とマイナポイントの予約・申し込みが必要です！マイナンバーカードをまだ取得していない場合、マイナンバーカードの交付には一定の時間を要するため、申請はお早めをお願いします。

■マイナポイント取得までの手順

STEP1

マイナンバーカードを取得しましょう！



STEP2

マイナポイントを予約しましょう！



総務課で予約・申し込みを支援します！

STEP3

マイナポイントを申し込みましょう！

利用期間は 9 月～令和 3 年 3 月末

STEP4

マイナポイントを取得しましょう！

■マイナポイントの予約・申込みに必要なもの

マイナンバーカード (利用者証明用電子証明書の暗証番号 (数字 4 桁) が必要)

利用したいキャッシュレス決済サービスの ID およびセキュリティコード (申込み時に必要)

※決済サービスによっては、マイナポイント申し込み前に別途、各対応決済サービスが求める事前の登録手続きがご自身で必要な場合があります。

■マイナポイントに関する問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

※音声ガイダンスに従って『5 番』を選択してください。

◇マイナポイント予約・申込み支援窓口

総務課総務係 ☎ 52-5802

◇マイナンバーカードの申請・取得窓口

町民福祉課住民係 ☎ 52-5811

マイナポイントサイト (よくあるご質問)

※ QR コードを読み取るか URL (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/faq/>) で検索しご確認ください。



特別児童扶養手当の所得状況届の提出をお願いします

☎ 町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

特別児童扶養手当を受給している人は、町から通知を送付しますので、必要書類を添付の上、所得状況届を提出してください。この届出に基づき、受給資格や所得などを確認し、その年の 8 月から翌年 7 月までの手当の支給要否を認定します。

所得状況届を提出しないと手当の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

◇提出期間 8 月 12 日 (水) ~ 9 月 11 日 (金)